

身体的拘束最小化の指針

I. 身体的拘束最小化に関する基本的な考え方

横浜市立みなと赤十字病院（以下当院）では、身体的拘束は人権を阻害する行為であることを認識し、原則として実施しない。患者の安全を確保する目的で、医療チームで協議した上でやむを得ず実施せざるを得ないと判断した場合でも、身体的拘束の弊害を十分理解し、実施する前に患者のアセスメント及び代替方法を実施し、その上で適応3要件（切迫性・非代替性・一時性）をすべて満たしていることを確認する。

ただし、精神科病棟に於いては、精神保健福祉法に基づき対応することとする。

II. 身体的拘束の定義

当院における身体的拘束とは「衣類又は綿入り帯等を使用して、一時的に患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限」とする。一方、薬剤による行動の制限は身体的拘束に該当しないが、鎮静薬・向精神薬等の適正使用に努める。

III. 身体的拘束最小化のための体制

身体的拘束最小化を目的として身体的拘束最小化委員会を設置し、以下の活動を行う。

- 1.身体的拘束の実施状況を把握し、管理者を含む職員に定期的に周知徹底する。
- 2.身体的拘束を最小化するための指針を作成し、職員に周知し活用する。
- 3.入院患者に係わる職員を対象として、身体的拘束の最小化に関する研修を定期的に行う。

初 版 令和 6 年 9 月作成
身体的拘束最小化委員会
横浜市立みなと赤十字病院